

## 「平成16年度化学物質の排出量・移動量・取扱量」の集計結果

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法・PRTR法)、「埼玉県生活環境保全条例」(特定化学物質の適正管理)に基づき、人や生態系に有害なおそれがある化学物質を一定量以上取り扱う事業者は、毎年度、化学物質の環境中への排出量・取扱量等について、届出を行い行政がその集計結果を公表することになっています。

平成16年度の川口市の集計結果がまとまりましたので、報告します。

### 1 集計結果の概要

#### (1) 届出状況

##### 化管法

平成16年度の届出(届出期間：平成17年4月1日から6月30日まで)は91件で、埼玉県は1,674件の届出があり、川口市は埼玉県の5%を占めています。前年度と比較して11件増加しています。また、平成16年度は電子媒体による届出が増加しており、電子届出が事業者に着実に浸透してきています。

##### 埼玉県生活環境保全条例

平成16年度の届出は104件で、埼玉県は1,848件の届出があり、埼玉県の6%を占めています。前年度と比較して9件増加しています。これは平成16年度に権限移譲されたことをうけ、市内の事業所に対し届出指導の強化を行ったため、届出数が増加したと考えられます。

表1 届出状況

項目		年度	届出数			
			川口市			埼玉県
			平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成16年度
化管法	紙面	53	66	60	1,235	
	電子媒体	磁気ディスク	6	7	5	79
		電子情報処理組織	3	7	26	360
	合計	62	80	91	1,674	
埼玉県生活環境保全条例		77	95	104	1,848	

(2) 地区別届出件数

化管法

南平地区内の事業所からの届出が最も多く25件で、全届出件数の27%、次いで横曽根地区が12件で13%、青木地区が11件で12%でした。

埼玉県生活環境保全条例

化管法と同じく南平地区内の事業所からの届出が最も多く27件で、全届出件数の26%、次いで横曽根地区・青木地区がともに13件で13%でした。

表2 地区別届出事業所数

項目 地区	届出数		項目 地区	届出数	
	化管法	埼玉県生活環境保全条例		化管法	埼玉県生活環境保全条例
中央	8	8	神根	7	7
横曽根	12	13	芝	8	12
青木	11	13	安行	3	3
南平	25	27	戸塚	9	12
新郷	8	9	合計	91	104

図1 化管法における地区別届出状況

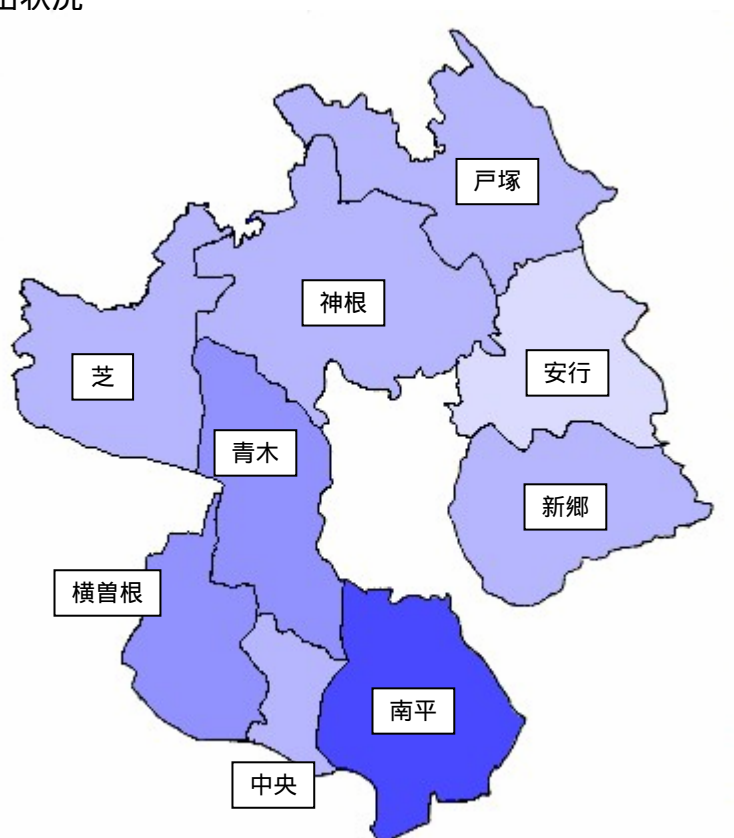
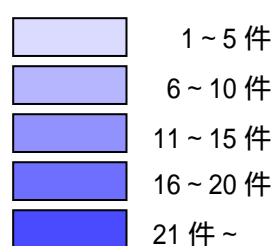
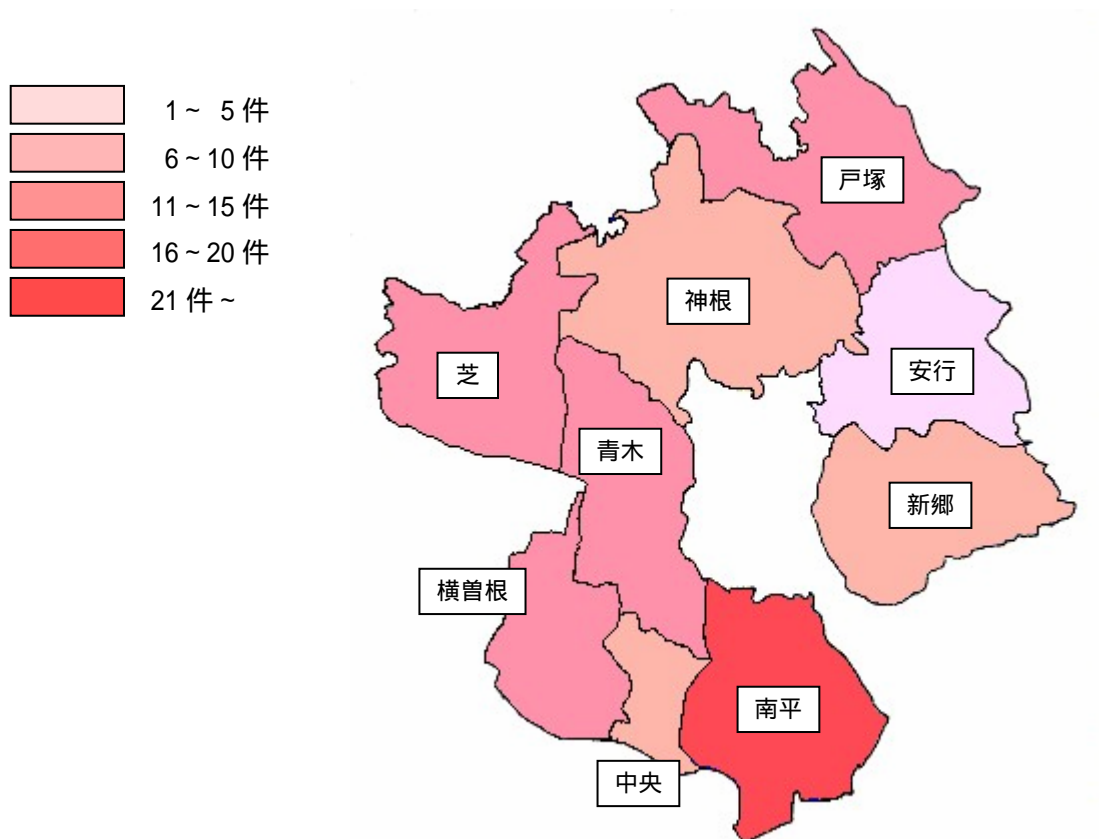


図2 埼玉県生活環境保全条例における地区別届出状況



### (3) 業種別届出状況

#### 化管法

燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く 36 件で全届出件数の 40%、次いで金属製品製造業が 11 件で 12%でした。昨年度と比較すると燃料小売業(ガソリンスタンド)が多く増加しております。

#### 埼玉県生活環境保全条例

化管法と同じく燃料小売業(ガソリンスタンド)からの届出が最も多く 36 件で全届出件数の 35%、次いで自動車整備業 が 18 件で 17%、化学工業・金属製品製造業が共に 11 件で 11%でした。昨年度と比較すると化管法と同様に燃料小売業(ガソリンスタンド)が多く増加しております。

表2 業種別届出事業所数

業種名	項目	化管法		埼玉県生活環境保全条例	
		平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度
製造業		39	40	41	41
	食料品製造業	1	1	0	0
	木材・木製品製造業	0	1	0	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1	1	1
	出版・印刷・同関連産業	6	7	6	7
	化学工業	11	10	12	11
	プラスチック製品製造業	2	2	2	2
	ゴム製品製造業	1	1	1	1
	鉄鋼業	4	3	4	3
	金属製品製造業	11	11	11	11
	一般機械器具製造業	0	1	1	1
	電気機械器具製造業	1	1	1	2
	輸送用機械器具製造業	0	0	1	1
	その他の製造業	1	1	1	1
自動車卸売業		1	1	3	3
燃料小売業		27	36	28	36
洗濯業		1	1	2	2
自動車整備業		9	10	17	18
商品検査業		1	1	1	1
一般廃棄物処理業		2	2	2	2
特別管理産業廃棄物処分業		0	0	1	1
合計		80	91	95	104

## 2 化管法に基づく市内の化学物質の排出量・移動量について

### (1) 届出排出量・移動量

届出された大気や水域への排出量は445トン、事業所の外への移動（廃棄物への移動）や下水道への移動量は1,601トンであり、排出量・移動量の合計は2,046トンでした。また埼玉県と比較して本市の特色は大気、水域への排出量の割合が少なく、事業所の外への移動（廃棄物への移動）の割合が多くなっております。

昨年度と比較した場合、総排出量・移動量は376トン減少し、総排出量は173トン、総移動量は203トン減少しました。また過去3年を見ても減少傾向にあります。この理由は、事業者による対象化学物質の使用量の削減、施設の改善、排出抑制や代替物質への転換が進められていると考えられます。

表3 届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

項目	年度	川口市			埼玉県
		平成15年度	平成16年度	増減	平成16年度
総排出量	大気への排出	618	445	-173	14,559
	公共水域への排出	0.03	0.03	0	340
	土壌への排出	0	0	0	0
	埋立処分	0	0	0	0
	小計	618	445	-173	14,899
総移動量	事業所の外への移動 (廃棄物への移動)	1,792	1,592	-200	9,866
	下水道への移動	11	9	-2	97
	小計	1,804	1,601	-203	9,963
総排出量・移動量		2,422	2,046	-376	24,862

排出量・移動量は小数点第1位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しない。  
15年度のデータは、昨年度データを公表した後に事業者から一部、変更届出が提出されたため、公表済みデータを修正しています。

図3 媒体別の届出排出量・移動量の内訳

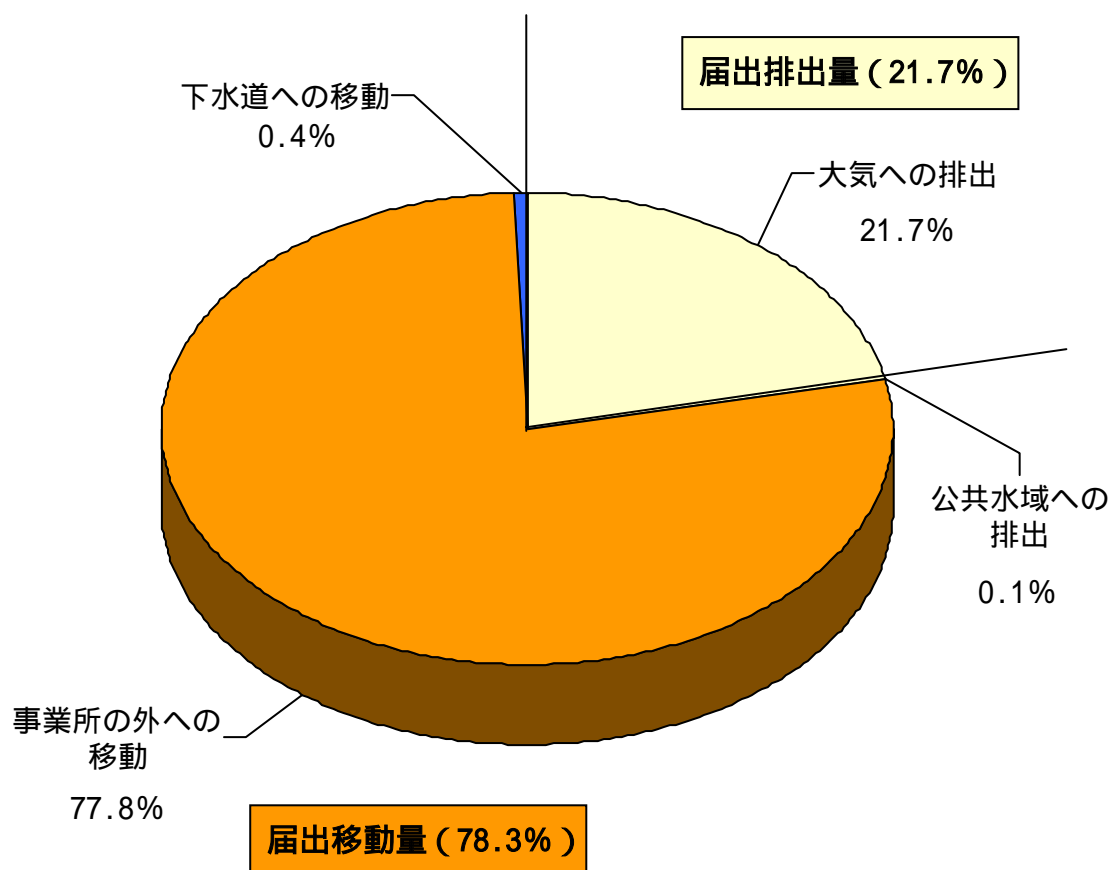
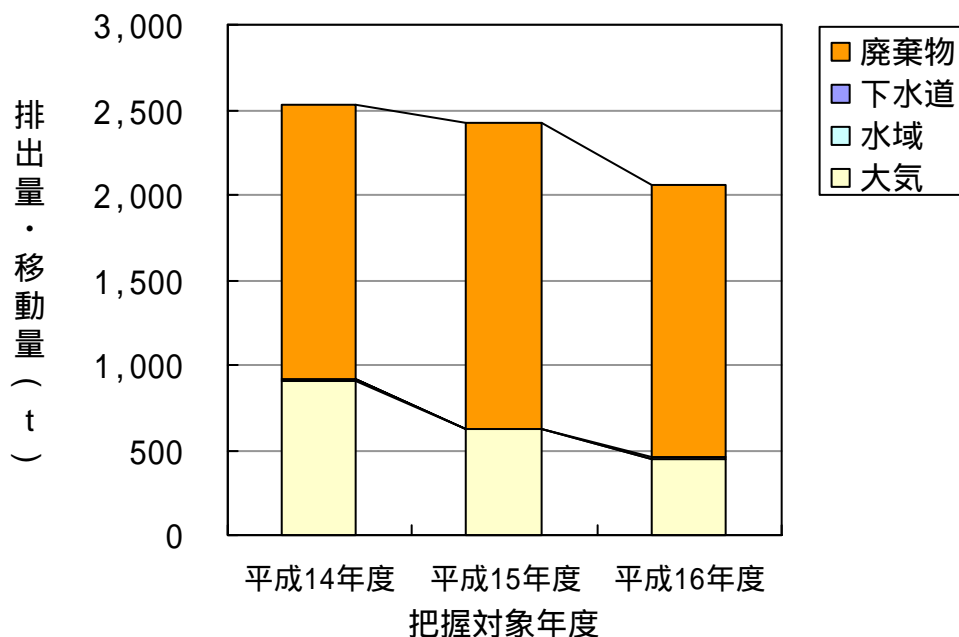


図4 届出排出・移動量の推移



(2) 地区別の届出排出量・移動量

南平地区内が最も総排出量・移動量が多く、以下、芝地区、青木地区でした。昨年度と比較し減少幅で見ると南平地区の減少が最も大きく330トン、今年度減少分の78%を閉めています。次に新郷地区が40トンで10%、ついで横曽根地区の37トンで9%です。

表4 地区別の届出排出量・移動量

(単位：トン/年)

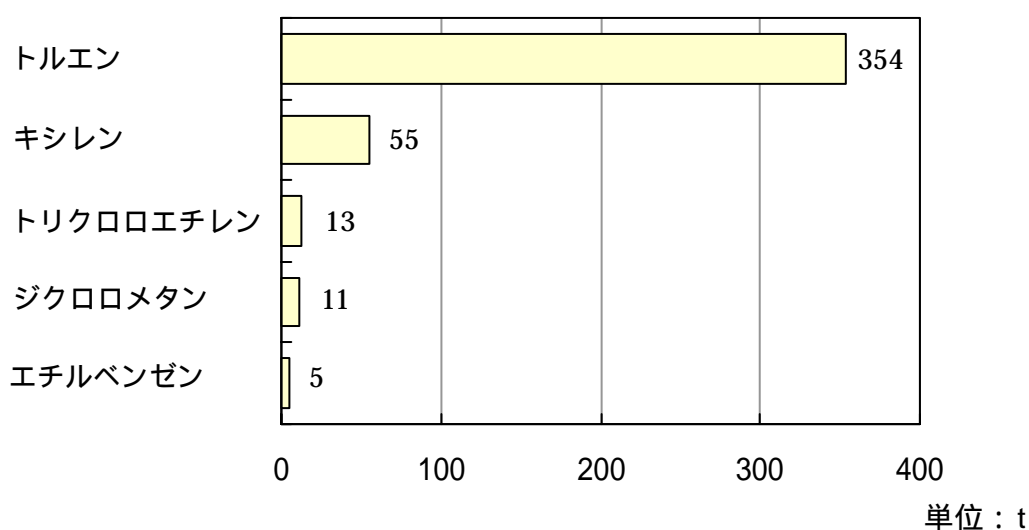
項目 地区	総排出量		総移動量		総排出量・移動量		
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	増減
中央	1	2	9	10	10	11	1
横曽根	28	26	69	34	97	60	-36
青木	21	8	77	75	98	83	-15
南平	495	337	1,439	1,267	1,935	1,604	-330
新郷	49	40	60	30	110	70	-40
神根	0.3	8.5	0	0	0.3	9	8
芝	23	22	150	186	172	208	35
安行	0.04	0.1	0	0	0.04	0.1	0
戸塚	0.3	0.6	0	1	0.3	2	1

総排出量・移動量及び増減については小数点第1位で四捨五入し、整数表示したため合計は一致しない。

### (3) 届出排出量上位5物質

排出量が多かった上位5物質の合計は約438トンで、排出量の98%を占めました。排出量上位5物質のうちトルエンの排出量が最も多く354トンで全体の排出量の80%、次いでキシレンが55トンで12%、次いでトリクロロエチレンが13トンで3%でした。昨年度と比べ排出量が減っていますが昨年と同様に溶剤として使われているトルエンが多く排出されています。

図5 届出排出量上位5物質



### (4) 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種

総排出量の多い上位2物質である、トルエン、キシレンを多く排出する業種は以下のとおりとなりました。トルエンは出版・印刷・同関連産業から一番多く排出されトルエン全体の79%を占め、キシレンでは金属製品製造業が一番多く排出しキシレン全体の92%を占めています。トルエン、キシレンは塗料の溶剤として多く使用されています。

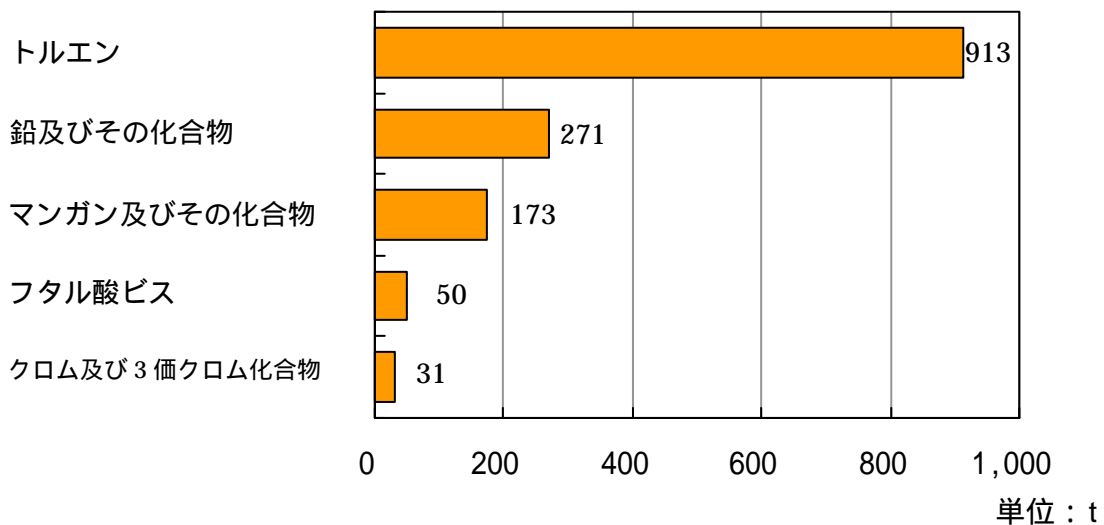
表5 届出排出量の多い化学物質を多く排出する業種 (単位：トン/年)

物質 順位	トルエン		キシレン	
	業種	総排出量	業種	総排出量
1	出版・印刷・同関連産業	279	金属製品製造業	51
2	化学工業	41	出版・印刷・同関連産業	3
3	金属製品製造業	27	化学工業	0.5
4	その他の製造業	6	燃料小売業	0.2
5	燃料小売業	2	プラスチック製品製造業	0.01

(5) 届出移動量上位5物質

移動量が多い上位5物質の合計は1,438トン、届出移動量の合計1,601トンの90%にあたります。排出量と同様にトルエンが最も多く913トンで全体の移動量の57%、次いで鉛及びその化合物が271トンで17%、次いでマンガン及びその化合物が173トンで11%でした。

図6 届出移動量上位5物質



(6) 届出移動量の多い化学物質を多く廃棄する業種

総移動量が多い上位2物質である、トルエン、鉛及びその化合物を多く廃棄する業種は以下のとおりとなりました。トルエンは総排出量と同様に出版・印刷・同関連産業から一番多く廃棄物として移動し、出版・印刷・同関連産業がトルエン全体の74%を占めています。鉛及びその化合物では鉄鋼業が一番多く廃棄し鉛及びその化合物全体の96%を占めています。

表6 届出移動量の多い化学物質を多く排出する業種

(単位：トン/年)

物質 順位	トルエン		鉛及びその化合物	
	業種	総移動量	業種	総移動量
1	出版・印刷・同関連産業	674	鉄鋼業	260
2	化学工業	217	プラスチック製品製造業	11
3	金属製品製造業	19		
4	その他の製造業	3		



### 3 埼玉県生活環境保全条例に基づく市内の化学物質の取扱量について

#### (1) 取扱量の内訳

取扱量報告の対象となる特定化学物質499物質の合計は36,823トン（前年比8,384トン、29%増）でした。そのうち、化管法に基づく排出量及び移動量の届出対象となっている第1種指定化学物質354物質の取扱量は、25,025トン（前年比3,585トン、17%増）でした。また、第2種指定化学物質は2トン（前年比0.1トン、5%増）、県指定の特定化学物質は11,796トン（前年比4,799トン、69%増）でした。

表7 平成16年度の取扱量の内訳 (単位：トン/年)

項目	物質	特定化学物質			
		合計	第1種	第2種	県指定
取扱量		36,823	25,025	2	11,796
	使用量	24,081	12,422	2	11,657
	製造量	1,227	1,085	0	142
	取り扱う量	11,523	11,523	0	0

取扱量は有効数字2桁で表記するため合計は一致しない

表8 平成15年度の取扱量の内訳 (単位：トン/年)

項目	物質	特定化学物質			
		合計	第1種	第2種	県指定
取扱量		28,439	21,440	1.9	6,997
	使用量	19,510	12,581	1.9	6,927
	製造量	1,009	939	0	70
	取り扱う量	7,925	7,925	0	0

取扱量は有効数字2桁で表記するため合計は一致しない

表9 平成16年度の埼玉県の取扱量の内訳 (単位：トン/年)

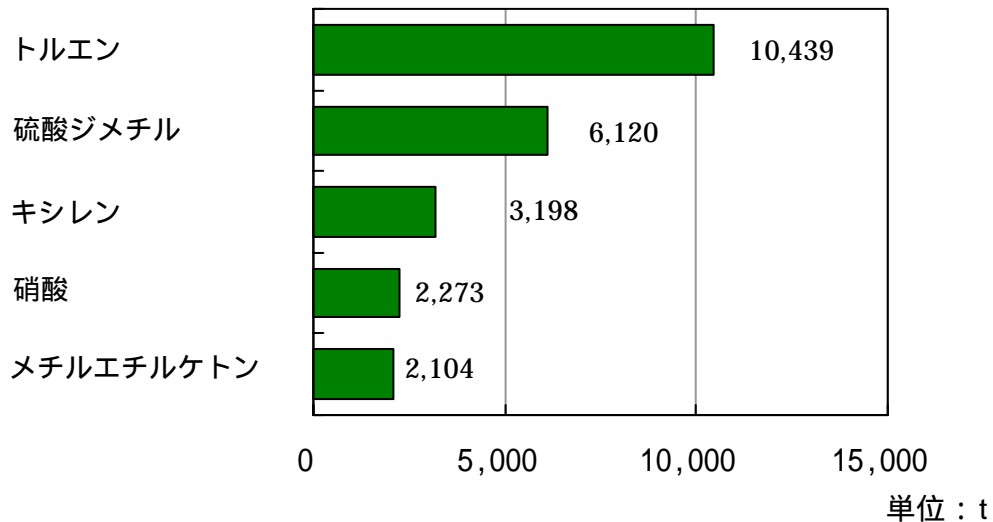
項目	物質	特定化学物質			
		合計	第1種	第2種	県指定
取扱量		768,304	606,308	3,205	158,791
	使用量	373,277	247,314	2,382	123,581
	製造量	22,296	15,385	2	6,909
	取り扱う量	372,720	343,632	827	28,261

取扱量は有効数字2桁で表記するため合計は一致しない

## (2) 取扱量上位5物質

取扱量の多かった上位5物質はトルエンが10,439トンで全体の28%、次いで硫酸ジメチルが6,120トンで17%、キシレンが3,198トンで9%、硝酸が2,273トンで6%、メチルエチルケトンが2,104トンで6%の順でした。

図7 届出取扱量上位5物質



詳細については、市のホームページをごらんください。

<http://www.city.kawaguchi.saitama.jp/index-true.html>

### 【参考】化学物質情報を掲載しているホームページ

経済産業省 製造産業局化学物質管理課

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

環境省 環境保健部化学保安課

<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

埼玉県 環境部青空再生課

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BF00/core.html>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)

<http://www.safe.nite.go.jp>